

外貨建保険をご検討中の方へ

動画で
わかりやすく

外貨建保険のギモンをスッキリ解決!!
なぜ? ナニ? ガイカ



■ ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)*

契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

ご契約のしおり／約款*

設計書

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

* 事前にマニユライフ生命ホームページで閲覧できます。

■ 金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、
取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令に基づき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」により、
取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。

■ くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。
生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

コールセンター 0120-063-730

受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

未来につなげる
終身保険 v2

未来につなぐ、あなたの想いと一生涯のあんしんを。
通貨がえらべる一時払終身保険



商品パンフレット

告知ありタイプ 基本コース／特定疾病保障コース／受取コース

告知なしタイプ 基本コース／受取コース



この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。

Manulife
マニユライフ生命



大切なご家族と、
ご自身の将来について、
このような想いは
ありませんか？

大切な資産を家族にのこしたい

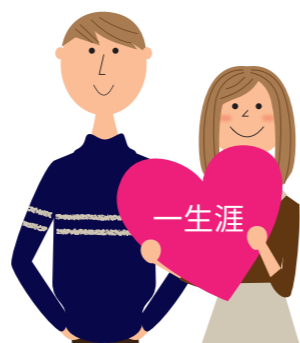
万一の場合にそなえたい

まとまった資金を運用したい

スムーズにのこすために「終身 保険」がお役に立っています。

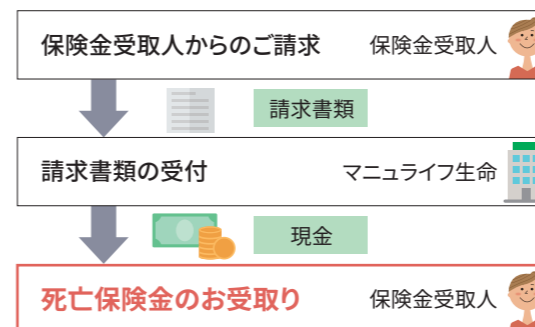
1 一生涯の保障

万一の保障が一生涯続きます。



2 スムーズに渡す

あらかじめ指定した保険金受取人に、
のこしたい金額をスムーズに渡せます。
〔活用方法の一例〕 相続税の納税資金



3 保険金の非課税限度額

相続人が受取る死亡保険金のうち、
非課税限度額までは
相続税の課税対象になりません。

相続税法第12条
「保険金の非課税限度額」

500万円 × 法定相続人数

※「保険金の非課税限度額」の適用には、
所定の条件を満たす必要があります。

終身保険にもさまざまな種類がありますが、
選択した通貨建てでふやしてのこせる
「一時払終身保険」を
検討されてみませんか？



この保険で受取れる死亡保険金は、
相続対策に活用できます。
万一の際に、ご家族に大切な資産を
つなぐことができます。

目次

- 各タイプとコースの基本的なしくみ
しくみ P.3
- 告知ありタイプの告知と診査
告知と診査 P.15
- 契約年齢範囲や、クーリング・オフ制度等
各種取扱い P.17
- ご注意いただきたいリスク
リスク P.25
- お客さまにご負担いただく費用
費用 P.26
- 気になるギモンにお答えします
Q&A P.29
- この保険特有の用語や、難しい用語の説明
用語説明 P.32

用語説明 (P.32) に説明がある
本文中の用語は、 のマークで
示しています。

※ 税務上の取扱いは、2026年3月現在の内容であり、
今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細は、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

しくみ えらべるタイプとコース

この保険は、通貨
あなたのニーズに
※お申込み後にタイプ

をえらんで万一の保障を確保します。
あわせてタイプとコースを選択できます。
とコースの変更はできません。

契約通貨  円  米ドル  豪ドル

2つのタイプ

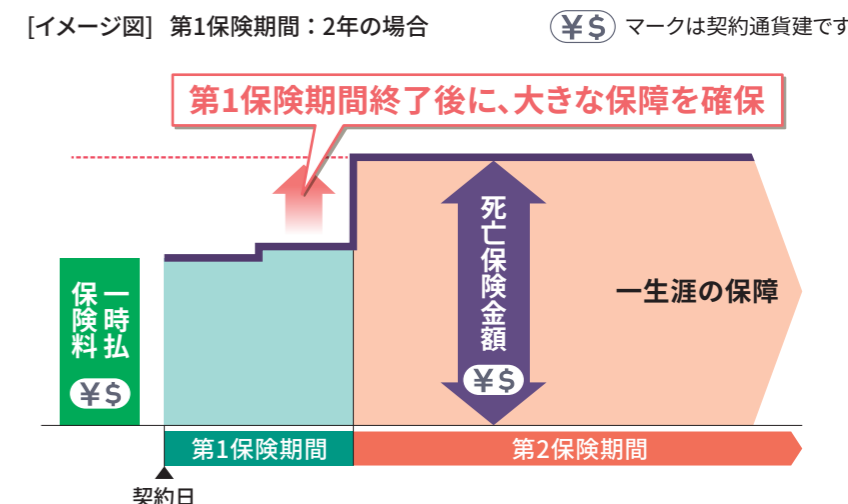
告知ありタイプ

健康状態等の告知をすることで、
契約後すぐに、一時払保険料より
大きな保障が確保できます。
死亡保障に加え、高度障害保障が
一生涯続きます。



告知なしタイプ




健康状態等の告知なしで、第1保険
期間終了後に、大きな保障が確保
できます。
契約時に第1保険期間を選択します。
第1保険期間中の死亡保険金額は、
毎年一定の割合で増加します。



※ 被保険者が入院中の場合等、ご契約いただけない場合があります。
その他、マニユライフ生命で得た情報をもとに総合的に判断します。
※ 「告知なしタイプ」は、高度障害に対する保障はありません。


3つのコース

このような方に

-  選んだ通貨で運用しながら、
万一の保障を確保したい方
-  基本コースにプラスして
ガン等の病気にも備えたい方
-  基本コースにプラスして
自分で使うお金を受取りたい方

コース	タイプ	参照
のこす 基本コース	告知ありタイプ	参照 P.5
	告知なしタイプ	参照 P.7
そなえる 特定疾病保障コース	告知ありタイプ	参照 P.9
つかう 受取コース	告知ありタイプ	参照 P.13
	告知なしタイプ	参照 P.13

死亡保障		高度障害の保障	特定疾病の保障	特約積立金の引出
契約後すぐに大きな保障を確保	第1保険期間終了後に大きな保障を確保			
●	—	●	—	—
—	●	—	—	—
●	—	●	●	—
●	—	●	—	●
—	●	—	—	●

 ● **リスクのある商品です。**
解約時の市場金利、為替相場の変動により損失が生じるおそれがあります。
参照 くわしくは、P.25をご覧ください。

● **費用がかかります。**
死亡保障等や契約の締結・維持に必要な費用、外貨の取扱いによる費用があります。

えらんだ通貨で運用しながら、万一の保障が確保できます。
 一時払保険料より大きな保障が、契約後すぐに得られます。
 健康状態等の告知の必要があります。

健康状態等の告知が必要

被保険者の契約年齢範囲：30～90歳

参照 くわしくはP.15をご覧ください。

Point. 1 通貨をえらんで運用

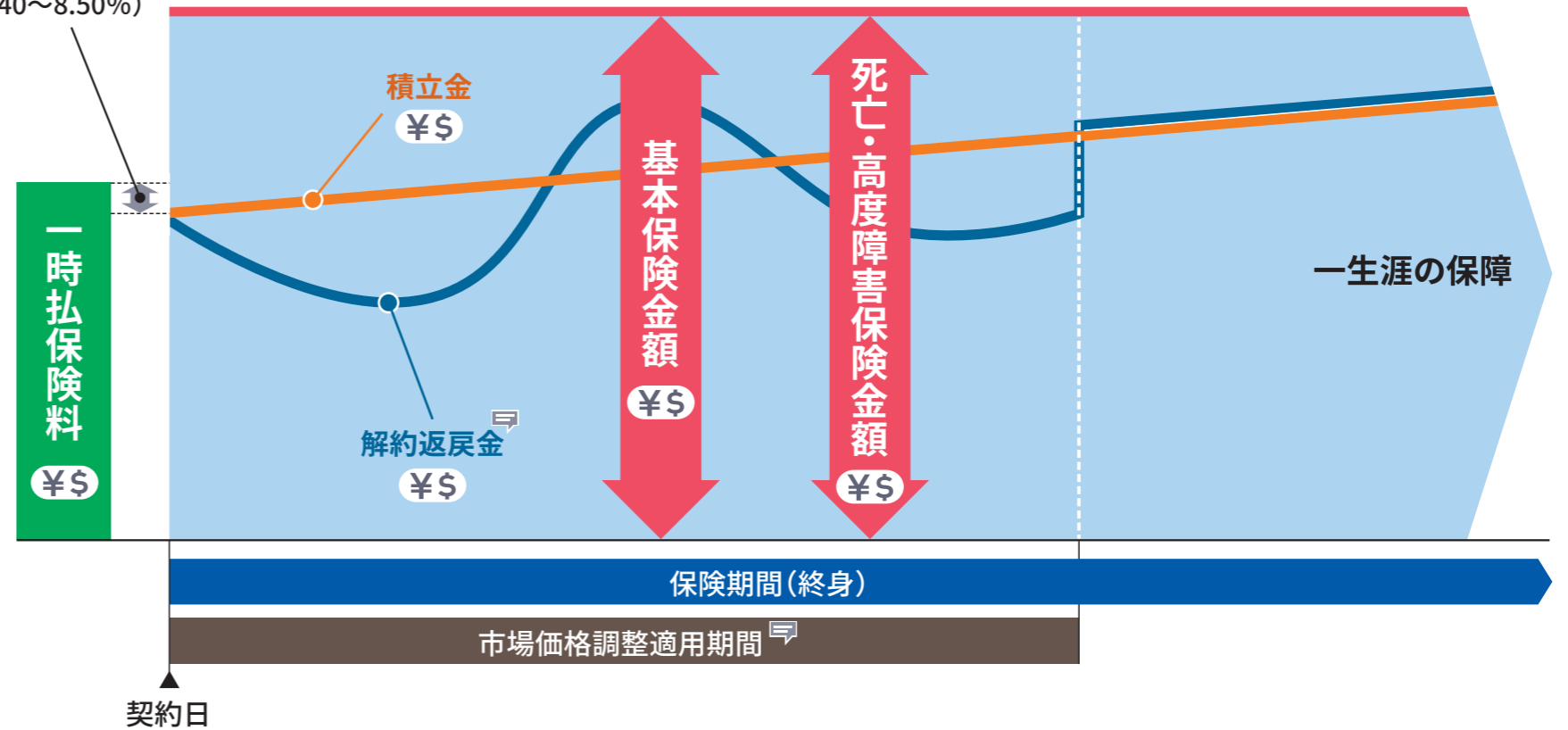
- 契約時に、運用する通貨(契約通貨)を選びます。
- 一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額を積立金として、契約日に適用される積立利率で、一生涯にわたって運用します。



[イメージ図]

契約初期費用 (3.40～8.50%)

¥\$ マークは契約通貨建です



Point. 2 契約時から大きな保障

- 契約時に、一時払保険料より高い基本保険金額が設定されます。
- そのため、契約時から死亡・高度障害保障を確保できます。



Point. 3 一生涯つづく安心

- 大きな保障は一生涯続きます。
- もしもの時に備えられ、安心が途切れることはありません。



※ お申込み後にタイプとコースの変更はできません。

参照 図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」をご覧ください。



● 積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。
 積立金の計算時に、死亡保障等に必要の費用を控除します。

えらんだ通貨で運用しながら、万一の保障が確保できます。

第1保険期間の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間に大きな保障が得られます。

健康状態等の告知の必要はありません。

お申込みに告知が不要

被保険者の契約年齢範囲:30~90歳

第1保険期間により契約年齢範囲が異なります。

第1保険期間	2年	3年	5年	7年	10年
契約年齢	30~90歳	30~80歳	30~75歳	30~70歳	30~60歳

Point. 1 通貨をえらんで運用

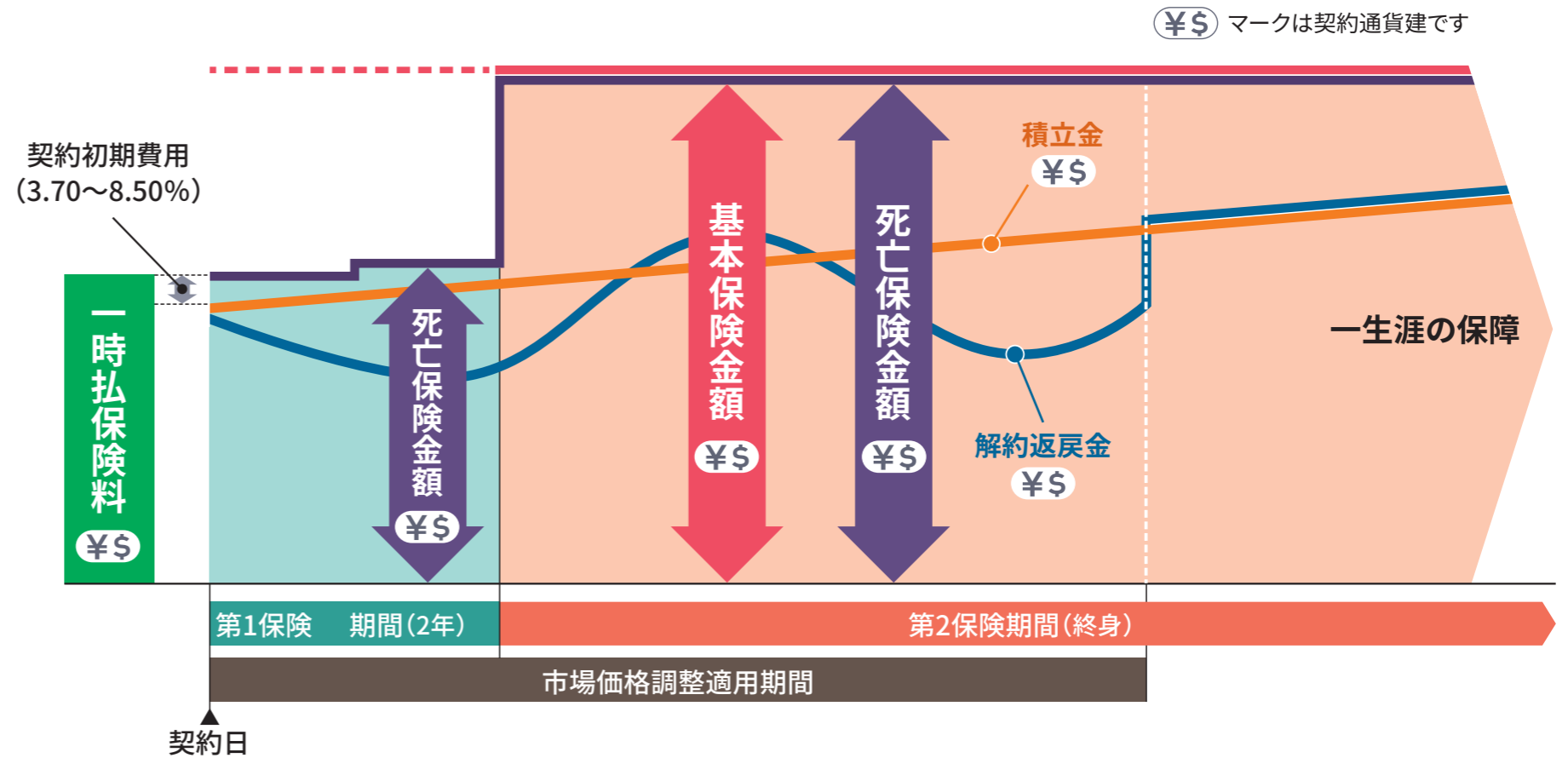
- 契約時に、運用する通貨(契約通貨)を選びます。
- 一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額を積立金として、契約日に適用される積立利率で、一生涯にわたって運用します。

契約通貨

円
 米ドル
 豪ドル



[イメージ図] 第1保険期間 : 2年の場合



(\$¥) マークは契約通貨建です

Point. 2 第1保険期間を選択

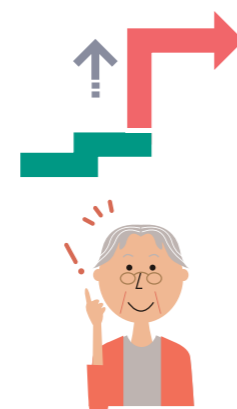
- 保険期間を、第1保険期間と第2保険期間に区分します。
- 第1保険期間は、次のいずれかから選べます。
2年・3年・5年・7年・10年
- 第1保険期間では、契約日の1年後から一時払保険料に対し一定の割合で死亡保障が毎年増加します。



※ 契約後に、第1保険期間の変更はできません。

Point. 3 一生涯つづく安心

- 第1保険期間の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間の死亡保険金額が大きくなります。大きくなった保障のまま、一生涯継続します。
- もしもの時に備えられ、安心が途切れることはありません。



※「告知なしタイプ」では、高度障害に対する保障はありません。
※お申込み後にタイプとコースの変更はできません。

参照 図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」をご覧ください。



● 積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。積立金の計算時に、死亡保障等に必要の費用を控除します。

基本コース(告知ありタイプ)の保障にプラスして、
 特定疾病(ガン、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療に備えられるコースです。
 所定の状態に該当した場合、特定疾病保険金を受取れます。

被保険者の契約年齢範囲:30~80歳

契約時に、次の **いずれかの方法** で特定疾病保険金額を指定します。

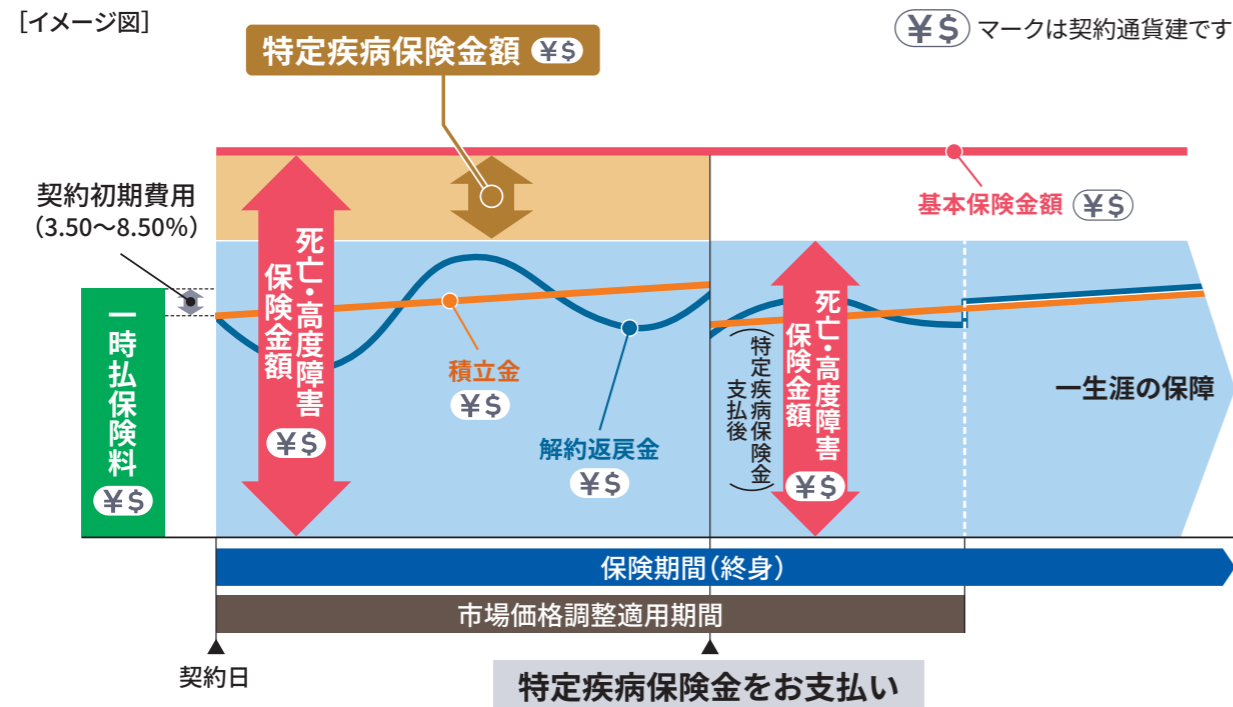
基本保険金額の一部を特定疾病保険金額として指定

- 契約時に、次のいずれかから特定疾病保険金額をあらかじめ指定いただきます。

契約通貨	指定できる特定疾病保険金額		
円	300万円	500万円	800万円
米ドル	3万ドル	5万ドル	8万ドル
豪ドル	3万ドル	5万ドル	8万ドル

※ 特定疾病保険金額は、基本保険金額の90%以下になるように指定ください。

- 特定疾病保険金を受取った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が、死亡・高度障害保険金として一生涯継続します。

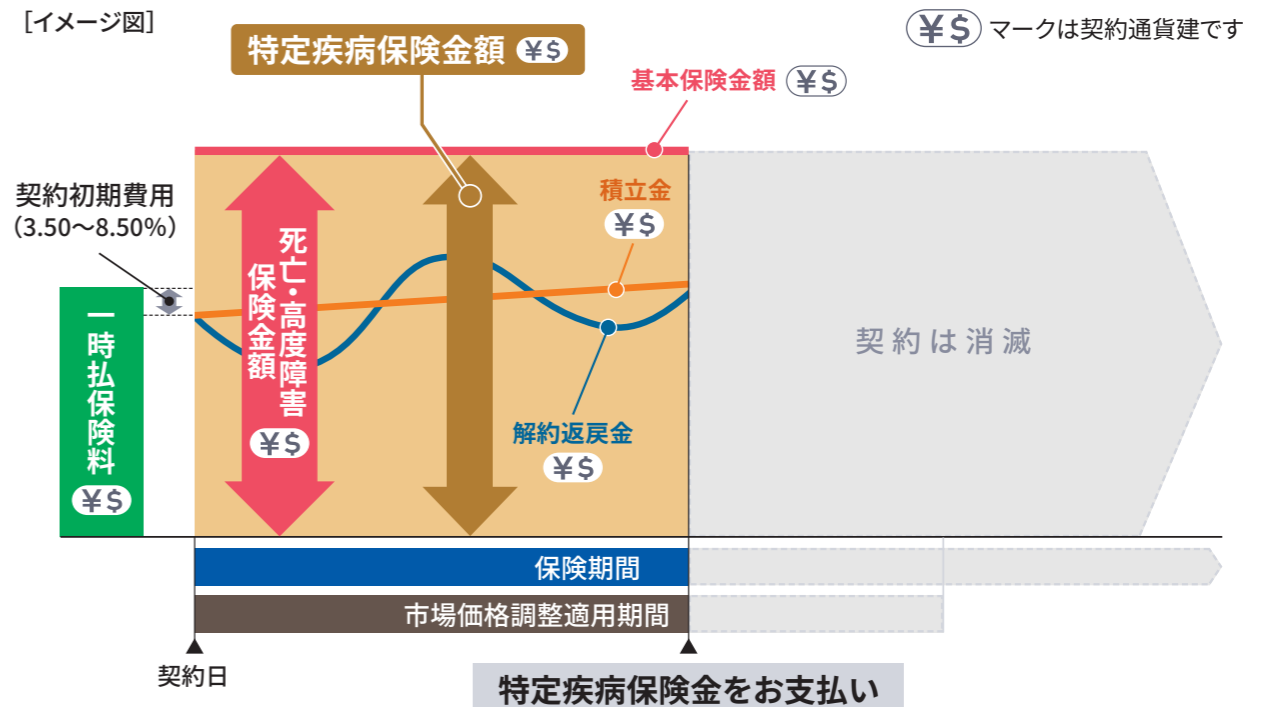


基本保険金額のすべてを特定疾病保険金額として指定

- 契約時に、特定疾病保障割合100%を指定いただきます。

特定疾病保障割合	100%
----------	------

- 特定疾病保険金を受取った後は、契約は消滅します。



※ お申込み後にタイプとコースの変更はできません。
 ※ 特定疾病保障特則(24)は、初期抑制型死亡のみ保障特則、積立金区分特約とあわせて適用できません。
 ※ 特定疾病保険金額の上限は、特定疾病保障特則(24)を通算して、2,000万円相当額です。


参照 図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。特定疾病保険金の金額によってイメージ図は異なります。ご覧ください。

次のページへ続く ➡

■ 特定疾病保険金の対象となる特定疾病

特定疾病	支払事由
悪性新生物(ガン)*1	ガン責任開始日*2以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンにかかったと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期(契約の保障が開始される時期)以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 急性心筋梗塞を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態*3が継続したと医師によって診断されたとき ② 急性心筋梗塞の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 脳卒中を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ② 脳卒中の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき

*1 「上皮内ガン」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」を除きます。
 *2 「ガン責任開始日」とは、特定疾病保障特則(24)の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目を行います。
 *3 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。



- ガン責任開始日の前日以前にガンにかかったと診断確定されていた場合は、特定疾病保険金は支払われません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6ヵ月以内に契約者からお申出があったときは、契約は無効となります。
- 複数の特定疾病に該当しても、特定疾病保険金は重複してお支払いしません。

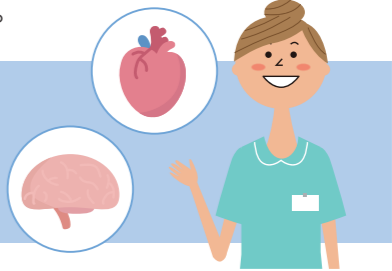
参照 支払事由および保険金をお支払いできない場合について、くわしくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」または「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

COLUMN | **コラム | 特定疾病保険金の対象となる手術例**

急性心筋梗塞と脳卒中の治療のために受けた手術は、公的医療保険制度の対象となる所定の手術が特定疾病保険金の対象となります。例えば、次のような、カテーテル等を用いた手術があります。

〔急性心筋梗塞〕 経皮的冠動脈形成術
経皮的冠動脈ステント留置術

〔脳卒中〕 経皮的脳血栓回収術



このような手術を受けた場合、受取った特定疾病保険金は、治療費や通院にかかる費用、差額ベッド代への充当等にご活用いただけます。

※ 上記は対象となる手術の一例です。


この保険の特定疾病保険金の対象とならない「**上皮内ガン**」とは

「上皮内ガン」とは、ガン細胞が体の表面を覆う上皮組織内にとどまっている、初期状態のガンのことです。悪性新生物とは異なり、基底膜を超えて周囲の組織に浸潤していないため、転移の可能性は高くありません。上皮内ガンは特定疾病保険金の対象とはなりません。

「悪性新生物」と「上皮内ガン」の違い


〈悪性新生物〉

基底膜を超え
浸潤した状態のガン



〈上皮内ガン〉

基底膜を超えず
上皮内にとどまっているガン



← 上皮 →
← 基底膜 →

受取コース(告知ありタイプ)は、「積立金区分特約」を付加したご契約です。受取コース(告知なしタイプ)は、「初期抑制型死亡のみ保障特則」を適用し、「積立金区分特約」を付加したご契約です。

基本コース(告知ありタイプ/告知なしタイプ)の保障にプラスして、自分で使うお金を受取れるコースです。

受取り方: 毎年加算しながら、必要なときに受取る

- 積立金を「基本積立金」と「特約積立金」に分け、積増金を契約日の1年後から毎年、特約積立金に加算します。

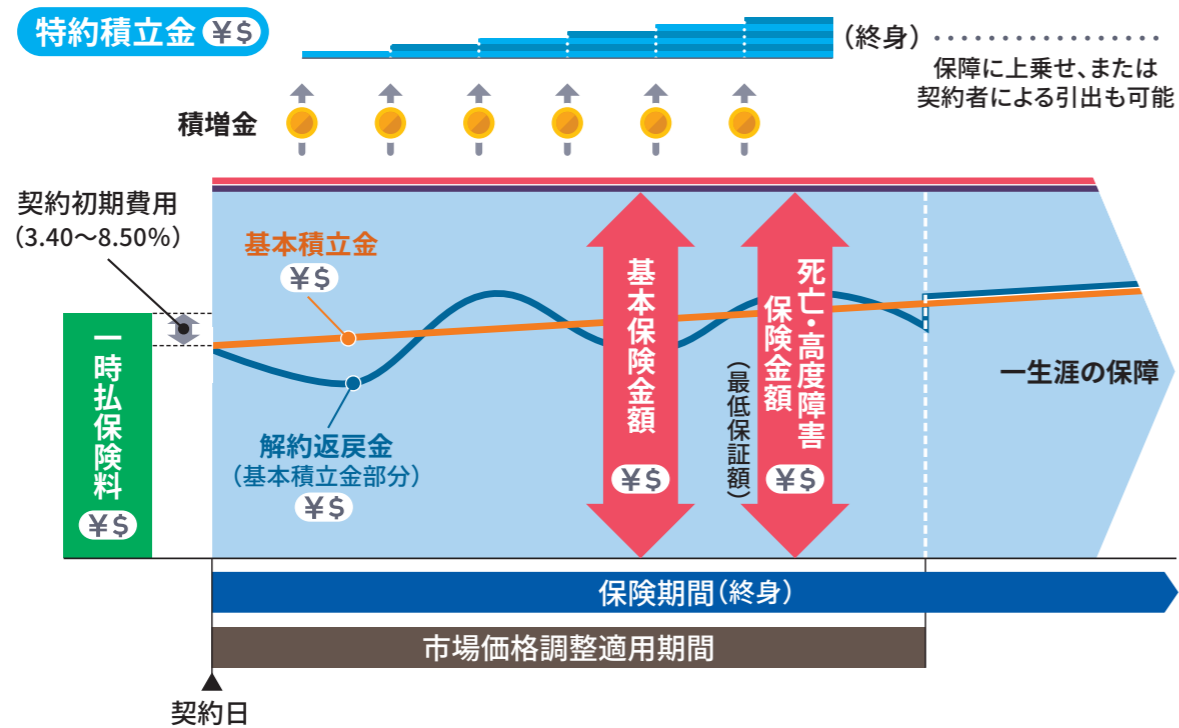
$$\text{積増金} = \text{一時払保険料相当額} \times \text{積増率}^*$$

* 積増率は、円は0.5%、米ドル/豪ドルは1.0%となります。

- 契約者はいつでも必要な時に必要な金額を特約積立金から引き出せます。
※ 特約積立金を一部引き出す場合の最低額は、10万円または1,000米ドル/豪ドルとなります。

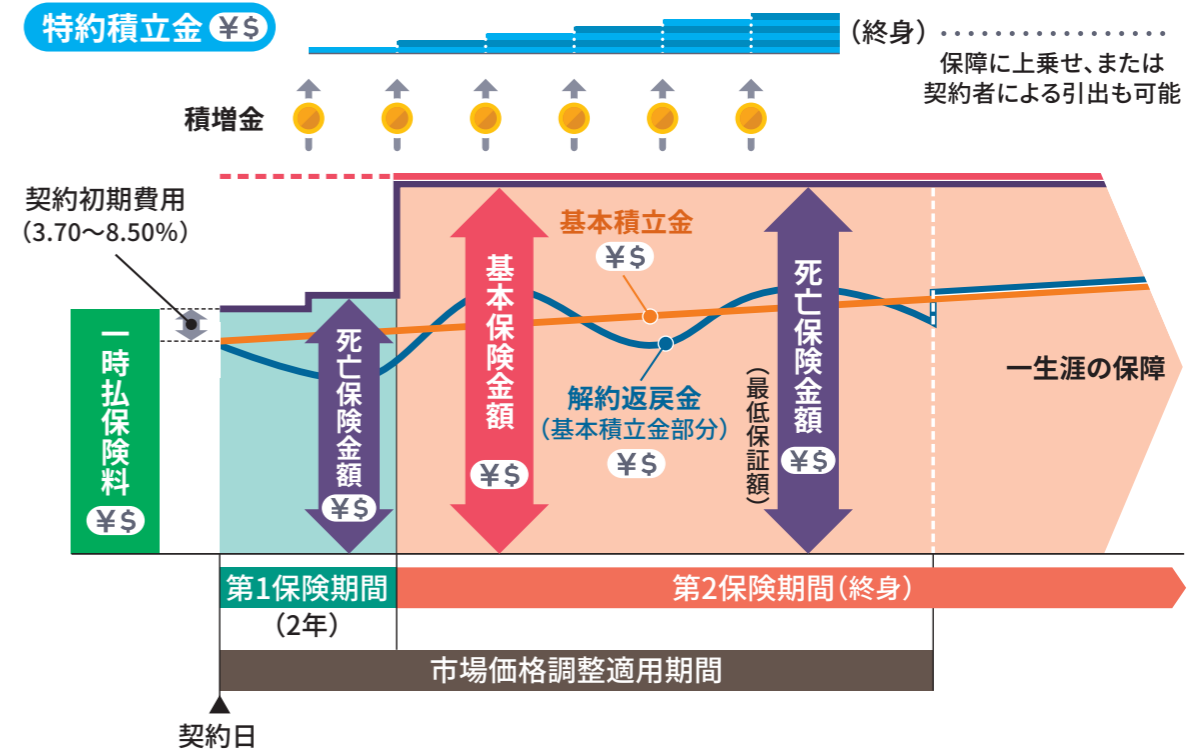
[イメージ図] 告知ありタイプ の場合

¥\$ マークは契約通貨建です



[イメージ図] 告知なしタイプ 第1保険期間: 2年の場合

¥\$ マークは契約通貨建です



被保険者の契約年齢範囲

告知ありタイプ 30~90歳

告知なしタイプ 30~90歳

第1保険期間により契約年齢範囲が異なります。

第1保険期間	2年	5年	10年
契約年齢	30~90歳	30~75歳	30~60歳

※ お申込み後にタイプとコースの変更はできません。
 ※ 積立金区分特約は、特定疾病保障特則(24)とあわせて適用できません。
 ※ 特約積立金の一部または全部を引き出す際、市場価格調整は適用されません。

参照 図は契約内容の変更がなかった 場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」をご覧ください。

告知ありタイプの告知と診査

告知ありタイプは、健康状態等被保険者さまご自身による告知その内容をもとにマニュアルについて告知が必要です。または医師による診査を行っていただきます。生命がお引受の査定を行います。

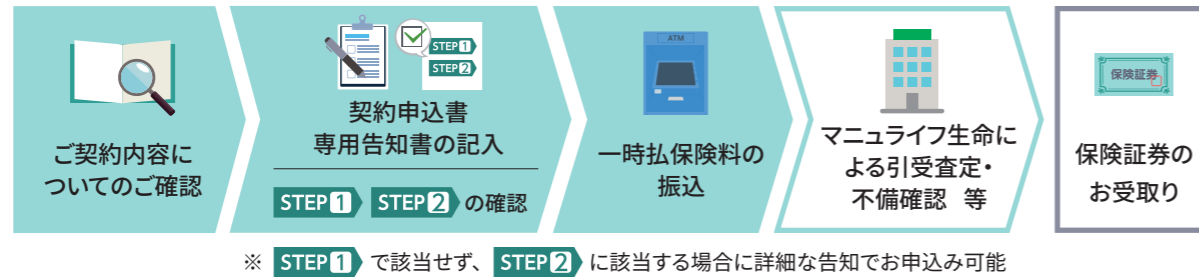
告知ありタイプは、健康状態等被保険者さまご自身による告知その内容をもとにマニュアルについて告知が必要です。または医師による診査を行っていただきます。生命がお引受の査定を行います。

告知・診査の種類と手続きの流れ

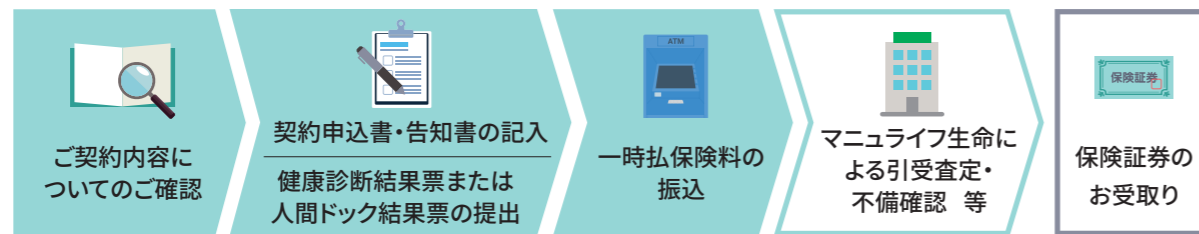
契約年齢等によって、お手続きの取扱いが異なります。

また、告知書扱、健康診断書扱、医師扱では、それぞれ使用する告知書が異なります。

- **告知書扱** ご提出いただく**専用告知書**の記入内容から引受査定を行います。
特定疾病保障特則(24)を適用したご契約は、特定疾病に関する質問を追加した専用告知書となります。



- **健康診断書扱** ご提出いただく**告知書**の記入内容および**健康診断結果票**または**人間ドック結果票**から引受査定を行います。



- **医師扱** マニュアル生命の委託する**診査医が記入した検診書**および**告知書**から引受査定を行います。

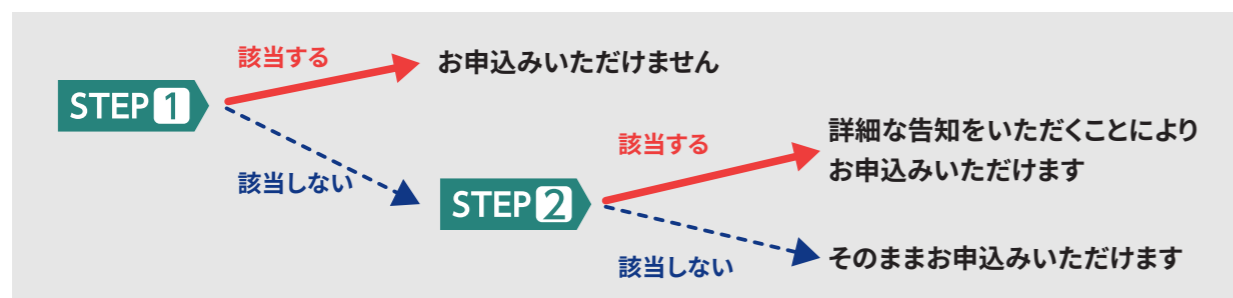


告知書扱による告知の手順

告知書扱の場合、STEP1に該当しなければお申込みできます。

STEP2に該当する場合には、詳細な告知でお申込みできます。

- ※ **特定疾病保障特則(24)を適用したご契約では、STEP3についても告知が必要です。**
STEP3に該当する場合には、詳細な告知でお申込みできます。



告知いただく事項

STEP 1 過去5年以内に、次の病気で診察^{*1}・検査・治療・投薬を受けたことがある。

がん	悪性新生物および上皮内がん ※癌・肉腫・血液のがん(白血病・悪性リンパ腫など)は悪性新生物に含まれます。	
心臓の病気	狭心症、心筋こうそく、虚血性心疾患、心臓弁膜症、心筋症、心不全、心房細動および心房粗動	
脳・精神・神経の病気	脳卒中(脳こうそく・脳内出血・くも膜下出血 ^{*2})、もやもや病、てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、認知症、アルツハイマー病、統合失調症、双極性障害(躁うつ病)、うつ病、不安神経症、原発性筋障害(筋強直性障害・先天性ミオパチー・筋ジストロフィー)	
肺・気管支の病気	肺気腫、慢性気管支炎	消化器の病気 慢性肝炎、肝硬変、慢性膵炎
腎臓の病気	慢性腎炎、慢性腎不全、ネフローゼ	
その他	こうげん病、合併症(糖尿病性網膜症・神経障害・腎症)のある糖尿病およびインスリン治療を行っている糖尿病	

*1 診察には、経過観察のための診察を含みます。

*2 くも膜下出血については、外科的治療が行われ、後遺症がない場合は除きます。

STEP 2

A 最近3か月以内に入院をしたこと、または医師により入院・手術・検査^{*3}をすすめられたことがある。

*3 診断が確定している病気についての定期的な検査は除きます。 ※「検査をすすめられた」とは、医師の診察または健康診断・人間ドックを受けた結果、診断確定のための精密検査・再検査をすすめられたことをいいます。ただし、検査等を受けた結果、医師により異常を指摘されなかった場合は除きます。

B 過去2年以内に、病気やケガにより、2週間以上続けて入院したことがある。

C 手・足・指の欠損または機能の障害あるいは言語・そしゃく機能の障害がある。または、**矯正後の**左右いずれかの視力が0.1未満である。

STEP 3 特定疾病保障コース(特定疾病保障特則(24)を適用したご契約)の場合

D 今までに、がん(悪性新生物および上皮内がん)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

※癌・肉腫・血液のがん(白血病・悪性リンパ腫など)は悪性新生物に含まれます。

E 過去2年以内に、健康診断(がん検診を含みます)・人間ドックを受けて、下記^{*4}の臓器・検査で要再検査・要精密検査・要治療の指摘を受けたことがある。

※ただし、再検査等を受けた結果、異常がなく、その後の診察・検査・治療・投薬が不要と診断された場合を除きます。

F 過去2年以内に、下記^{*4}の病気・症状(疑いを含みます)で、診察・検査を受けたこと、または医師により定期的な診察・検査を受けるよう指導されたことがある。

*4 上記のE、Fでご確認の対象となる臓器、検査、病気、症状(疑いを含みます)

臓器	脳、心臓、甲状腺、肺、食道、胃腸、肝臓、腎臓、すい臓、胆のう、前立腺、子宮、卵巣、乳房
検査	尿検査、血液検査、眼底・眼圧検査、便検査、超音波検査(エコー)、画像検査(X線・CT・MRI)
病気・症状(疑いを含みます)	ポリープ、しゅよう、クローン病、かいよう性大腸炎、しゅりゅう、胸のしこり、異形成



告知項目にすべて当てはまらない場合でも、引受けの可否・条件については、マニュアル生命で得た情報^{*}をもとに総合的に判断のうえ決定します。したがって、引受けできないことや特別な条件をつけて引受けすることがあります。

*健康状態、職業、体格、マニュアル生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等

各種取扱い

■ 保障内容

被保険者が責任開始期(契約の保障が開始される時期)以後に次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。保険金をお支払いした際、契約は消滅します。

ただし、特定疾病保障コースで特定疾病保障割合100%以外を選択した場合、特定疾病保険金を支払った後も、契約は継続します。

参照 くわしくは、「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

告知ありタイプ

基本コース

保険金	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡したとき	次のいずれか大きい額 1 基本保険金額 2 解約返戻金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当したとき		被保険者

特定疾病保障コース

保険金	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡したとき	次のいずれか大きい額 1 保険金額*1 2 解約返戻金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当したとき		被保険者
特定疾病保険金	所定の特定疾病の状態*2に該当したとき	次のいずれか大きい額 1 特定疾病保険金額 2 特定疾病保険金部分の解約返戻金額	

受取コース

保険金	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡したとき	次のいずれか大きい額 1 基本保険金額 + 特約積立金額 2 解約返戻金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当したとき		被保険者

*1 特定疾病保険金のお支払い前は基本保険金額、特定疾病保険金のお支払い後は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額となります。

*2 くわしくは、[P.11](#)「特定疾病保険金の対象となる特定疾病」をご覧ください。

告知なしタイプ

※告知なしタイプは、高度障害保険金はありません。

基本コース

【第1保険期間】

保険金	支払事由	支払金額*3	受取人
死亡保険金	第1保険期間に死亡したとき	一時払保険料相当額*4 × (100% + 通増率*5 × 契約日からの経過年数*6)	死亡保険金受取人

【第2保険期間】

保険金	支払事由	支払金額*3	受取人
死亡保険金	第2保険期間に死亡したとき	次のいずれか大きい額 1 基本保険金額 2 解約返戻金額	死亡保険金受取人

受取コース

【第1保険期間】

保険金	支払事由	支払金額*3	受取人
死亡保険金	第1保険期間に死亡したとき	一時払保険料相当額*4 × (100% + 通増率*5 × 契約日からの経過年数*6) + 特約積立金額	死亡保険金受取人

【第2保険期間】

保険金	支払事由	支払金額*3	受取人
死亡保険金	第2保険期間に死亡したとき	次のいずれか大きい額 1 基本保険金額 + 特約積立金額 2 解約返戻金額	死亡保険金受取人

*3 解約返戻金額が支払金額の算式の金額を超える場合は、解約返戻金額をお支払いします。

*4 基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額

*5 通増率は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりです。

- ・ 60歳以下 : 1.50%
- ・ 61歳以上 70歳以下 : 1.00%
- ・ 71歳以上 80歳以下 : 0.50%
- ・ 81歳以上 : 0.20%

*6 1年未満は切捨て

次のページへ続く 

各種取扱い (つづき)

■ 保険期間

終身

■ 保険料払込方法

一時払のみ

※ マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。

■ 被保険者の契約年齢範囲 (満年齢)

告知ありタイプ

基本コース	30～90歳
特定疾病保障コース	30～80歳
受取コース	30～90歳

告知なしタイプ

第1保険期間により契約年齢範囲が異なります。

基本コース	第1保険期間				
	2年	3年	5年	7年	10年
	30～90歳	30～80歳	30～75歳	30～70歳	30～60歳

受取コース	第1保険期間		
	2年	5年	10年
	30～90歳	30～75歳	30～60歳

※ 契約時の金融情勢等の影響により、一部の契約年齢について取扱いを見合わせる場合があります。

■ 取扱通貨

契約通貨

この保険の運用は契約通貨で行います。

● 契約時に、契約通貨を次の3つから選択できます。



円



米ドル



豪ドル

※ 契約後の変更はできません。

● 最低保険料 (契約通貨建)

200万円 / 20,000米ドル / 20,000豪ドル

※ 契約通貨が米ドル・豪ドルで保険料円入金特約B型を付加する場合、払込金額が200万円以上 (ただし、基本保険金額が10,000米ドル / 10,000豪ドル以上) で取扱いできます。

● 取扱単位

10,000円 / 100米ドル* / 100豪ドル*

* 契約通貨と保険料の払込通貨が異なる場合、下記「保険料の払込通貨」の取扱単位でのお払込み額から為替レートをを用いて一時払保険料を計算します。そのため、契約通貨建の一時払保険料の取扱単位は0.01米ドルまたは0.01豪ドルとなります。

● 死亡・高度障害保険金や解約返戻金等は、契約通貨でお支払いします。

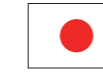
「円支払特約B型」を付加すると、円で受取れます。

保険料の払込通貨

契約通貨に外貨を選択した場合、保険料の払込通貨を選べます。

● 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、保険料の払込通貨を次の5つから選択できます。

契約通貨が円の場合、円のみとなります。



円



米ドル



豪ドル



ユーロ



ニュージーランドドル

● 取扱単位 (契約通貨と異なる場合)

10,000円 / 100米ドル / 100豪ドル / 100ユーロ / 100ニュージーランドドル

※ 契約時の金融情勢等の影響により、一部の通貨について取扱いを見合わせる場合があります。

次のページへ続く

各種取扱い (つづき)

■ 基本保険金額

次の要素等に基づいて、マニライフ生命の定める方法で計算します。

- ◎ 被保険者の契約年齢、性別
- ◎ 一時払保険料
- ◎ 契約日の積立利率
- ◎ 第1保険期間 (告知なしタイプのみ)
- ◎ 特定疾病保険金額または特定疾病保障割合 (特定疾病保障コースのみ)
- ◎ 積増率 (受取コースのみ)

※ただし、契約後に基本保険金額を減額した場合は、減額後の金額となります。

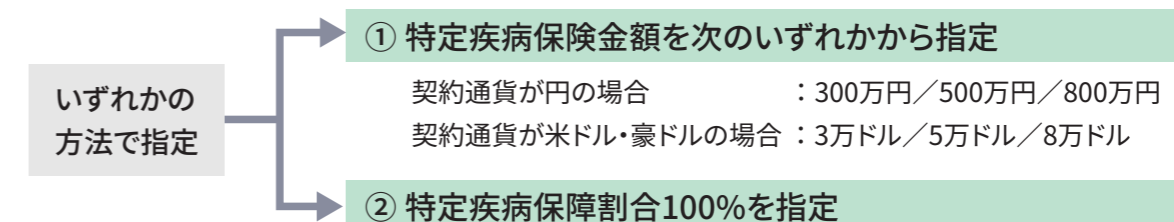
- ・ 最高額
20億円相当額
※ 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。
※ 被保険者の契約年齢・職業等や、マニライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。
- ・ 取扱単位
100円 / 1米ドル / 1豪ドル

■ 特定疾病保険金額の指定

契約時に、特定疾病保険金額を次の①②のいずれかの方法で指定します。

①の場合、特定疾病保険金額は、基本保険金額の90%以下になるように指定いただきます。

契約締結後は変更できません。

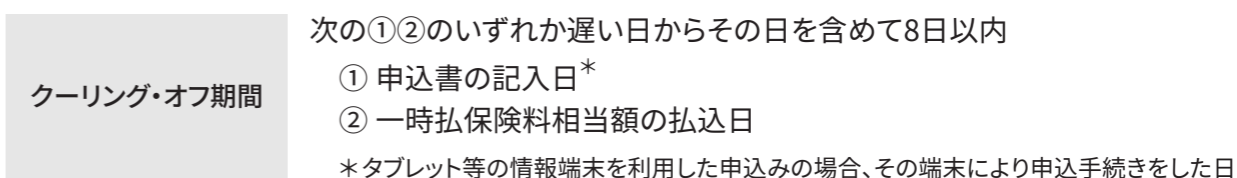


- ・ 最高額
2,000万円相当額
※ 特定疾病保障特則 (24) の通算
※ 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。

■ クーリング・オフ

契約の申込みの撤回または解除ができます。

この場合、払込んだ金額を保険料の払込通貨でお返しします。



※ マニライフ生命が指定する医師による診査後や、契約者が法人の場合等は、クーリング・オフはできません。

次のページへ続く →

各種取扱い (つづき)

■ 解約・基本保険金額の減額

契約を解約または基本保険金額を減額した場合、解約返戻金を受取れます。

解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日^{*1}における

次の①～③に基づいて計算します。

基本コース・ 特定疾病保障コース	① 積立金額 ② 市場価格調整率 ^{*2}
受取コース	① 基本積立金額 ② 市場価格調整率 ^{*2} ③ 特約積立金額

*1 マニユライフ生命が解約・減額の請求書類を受け付けた日。書類の提出以外の方法(Webでの申請等マニユライフ生命の定める方法に限ります)の場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日。

*2 市場価格調整適用期間経過後は、市場価格調整を適用しません。

- 解約した場合、保障はなくなり、契約は消滅します。
- 基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で以下の金額も減額されます。



基本コース	積立金額
特定疾病保障コース	特定疾病保険金額、積立金額
受取コース	基本積立金額(ただし、特約積立金は減額されません。)

■ 主な特約・特則

<ul style="list-style-type: none"> ・円特約B型 ・米ドル特約B型 ・豪ドル特約B型 	円・米ドル・豪ドルのいずれかを契約通貨とするための特約です。契約通貨を選択すると、自動付加されます。
【保険料の払込通貨に関する特約】 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料円入金特約B型 ・保険料米ドル入金特約B型 ・保険料豪ドル入金特約B型 ・保険料ユーロ入金特約B型 ・保険料ニュージーランドドル入金特約B型 	契約通貨建の保険料を、選択した払込通貨(円・米ドル・豪ドル・ユーロ・ニュージーランドドルのいずれか)で払込むための特約です。契約通貨と異なる払込通貨を選択すると自動付加されます。
<ul style="list-style-type: none"> ・円支払特約B型 	死亡保険金、解約返戻金等を円で受取れます。
<ul style="list-style-type: none"> ・指定代理請求特約 (告知ありタイプのみ) 	被保険者が受取人となる保険金を、被保険者が請求できない特別な事情があるときに指定代理請求人が請求できます。
<ul style="list-style-type: none"> ・リビング・ニーズ特約 (告知ありタイプのみ) 	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金を特約保険金として被保険者が受取れます。
<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病保障特則(24) (特定疾病保障コースは適用必須) 	所定の特定疾病の状態に該当したとき、被保険者が特定疾病保険金を受取れます。
<ul style="list-style-type: none"> ・積立金区分特約 (受取コースは付加必須) 	積立金を「基本積立金」と「特約積立金」に分け、積増金を、特約積立金に毎年加算します。契約者はいつでも特約積立金の一部または全部を引き出せます。

COLUMN

コラム | 市場価格調整と解約返戻金の関係

「市場価格調整」とは、解約した場合に戻ってくるお金(解約返戻金)が、市場金利の変動によって増えたり減ったりするしくみです。動画でわかりやすく解説します。



リスク

この保険は、解約時の市場金利、為替相場の変動などの影響を受けるため、

元本割れする可能性があります。

これらのリスクは契約者または受取人が負います。

この保険には次のリスクがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

■ 解約リスク

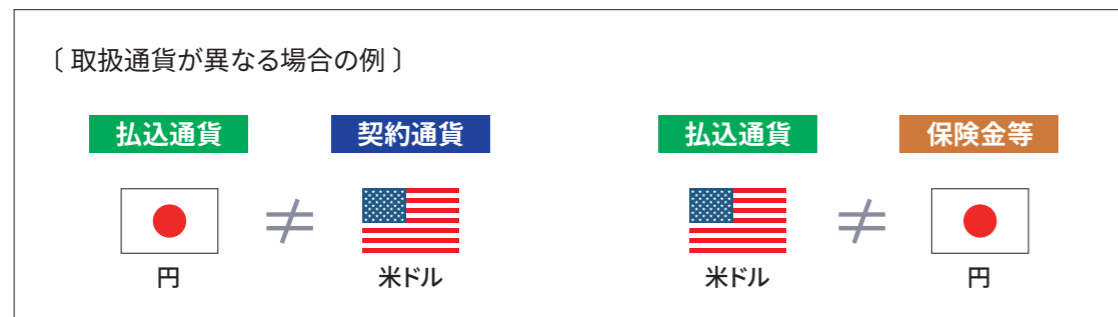
原因	内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 契約初期費用の控除 ● 市場価格調整 	解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

■ 為替リスク〔契約通貨：米ドル／豪ドル〕

取扱通貨が異なる場合に、為替相場の変動の影響を受けます。

原因	内容
外貨での運用による 為替相場の変動*	保険料の払込通貨で換算した死亡保険金額等が、お払込みいただいた金額を下回ることがあります。

* 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。



費用

お客さまにご負担いただく費用は次のとおりです。

■ 契約初期費用

内容	金額	ご負担いただく方法
保険契約の締結に必要な費用	契約年齢および契約通貨に応じた割合を、一時払保険料に乗じた金額	契約日に一時払保険料から控除

契約年齢および契約通貨に応じた割合

告知ありタイプ

契約年齢*	契約通貨	
	円	米ドル／豪ドル
34歳以下	4.50%	8.50%
35～39歳	4.40%	8.25%
40～44歳	4.30%	8.00%
45～49歳	4.20%	7.75%
50～54歳	4.10%	7.50%
55～59歳	4.00%	6.80%
60～64歳	3.90%	6.10%
65～69歳	3.80%	5.40%
70～74歳	3.70%	4.70%
75～79歳	3.60%	4.00%
80～84歳	3.50%	3.90%
85歳以上	3.40%	3.80%

告知なしタイプ

契約年齢	契約通貨	
	円	米ドル／豪ドル
34歳以下	4.50%	8.50%
35～39歳	4.40%	8.25%
40～44歳	4.30%	8.00%
45～49歳	4.20%	7.75%
50～54歳	4.10%	7.50%
55～59歳	4.00%	6.80%
60～64歳	3.90%	6.10%
65～69歳	3.80%	5.40%
70歳以上	3.70%	5.00%

* 年増法でお引受けする場合は、被保険者の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数を加えた年齢とします。
 なお、特定疾病保障コースで特定疾病保障割合100%以外を選択した場合は、特定疾病保険金部分とそれ以外の部分についてそれぞれマニユライフ生命の定める年数を加えた年齢とします。

次のページへ続く →

費用 (つづき)

■ 保険関係費

告知ありタイプ

基本コース／受取コース

内容	金額	ご負担いただく方法
保険契約の締結・維持に必要な費用	契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。	積立利率の設定時、あらかじめ差し引く
死亡保障および高度障害保障に必要な費用		積立金の計算時、控除

特定疾病保障コース

内容	金額	ご負担いただく方法
保険契約の締結・維持に必要な費用	契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。	積立利率の設定時、あらかじめ差し引く
死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用		積立金の計算時、控除

告知なしタイプ

基本コース／受取コース

内容	金額	ご負担いただく方法
保険契約の締結・維持に必要な費用	契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。	積立利率の設定時、あらかじめ差し引く
死亡保障に必要な費用		積立金の計算時、控除

■ 為替手数料 (外貨の取扱いにかかる費用)

告知ありタイプ

告知なしタイプ

内容	金額(1ドルあたり)	ご負担いただく方法
保険料円入金特約B型以外の「保険料の払込通貨に関する特約」を付加して、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で払込む際にかかる費用	50銭 〔為替レート〕 契約通貨のTTM ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	為替レートの設定時、あらかじめ差し引く
保険料円入金特約B型を付加して、一時払保険料を円で払込む際にかかる費用	50銭 〔為替レート〕 TTM + 50銭	
円支払特約B型を付加して、保険金等を円で支払う際にかかる費用	米ドル：1銭 豪ドル：3銭 〔為替レート〕 米ドル：TTM - 1銭 豪ドル：TTM - 3銭	

※ 2026年5月現在。為替手数料は、将来変更することがあります。

※ 金融機関で通貨交換を行う際にも為替手数料がかかります。また、一時払保険料を外貨で払込む際や保険金等を外貨で受取る際、送金手数料・引出手数料等がかかる場合があります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。

COLUMN

コラム | 為替手数料の具体例

為替手数料とは、「円から米ドル」のように、異なる通貨に換える際にかかる手数料のことです。次の例のように、円を両替して1,000米ドルにしたい場合、100,500円が必要になります。このうち為替手数料は500円になります。

〔例〕 ● 1米ドル=100円 ● 1米ドルあたりの為替手数料:50銭

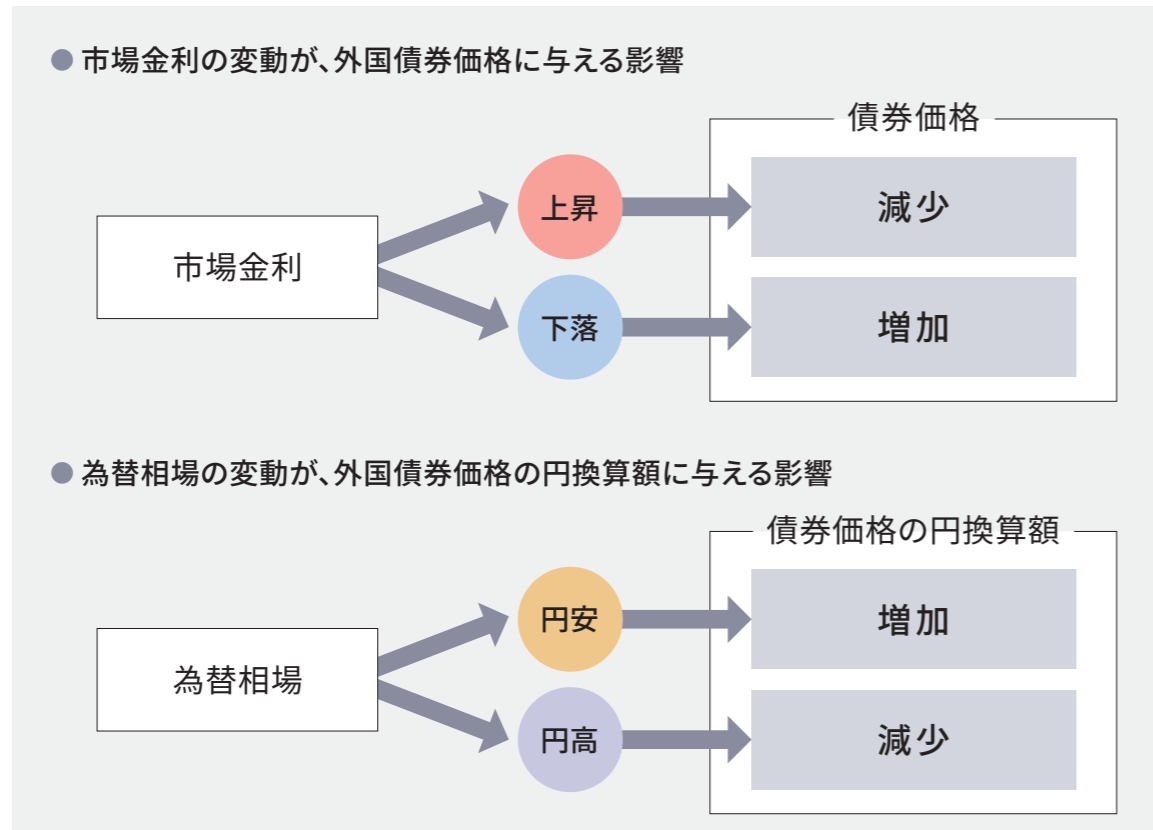
1,000米ドル × (100円 + 50銭) = **100,500円** ➡ 為替手数料は **500円**

※ 為替手数料をわかりやすく説明するための例示です。

Q&A

Q 市場金利や為替相場の変動について、わかりやすく教えてください。

A たとえば、市場金利と為替相場の影響を受ける外国債券で見ると、次のようになります。



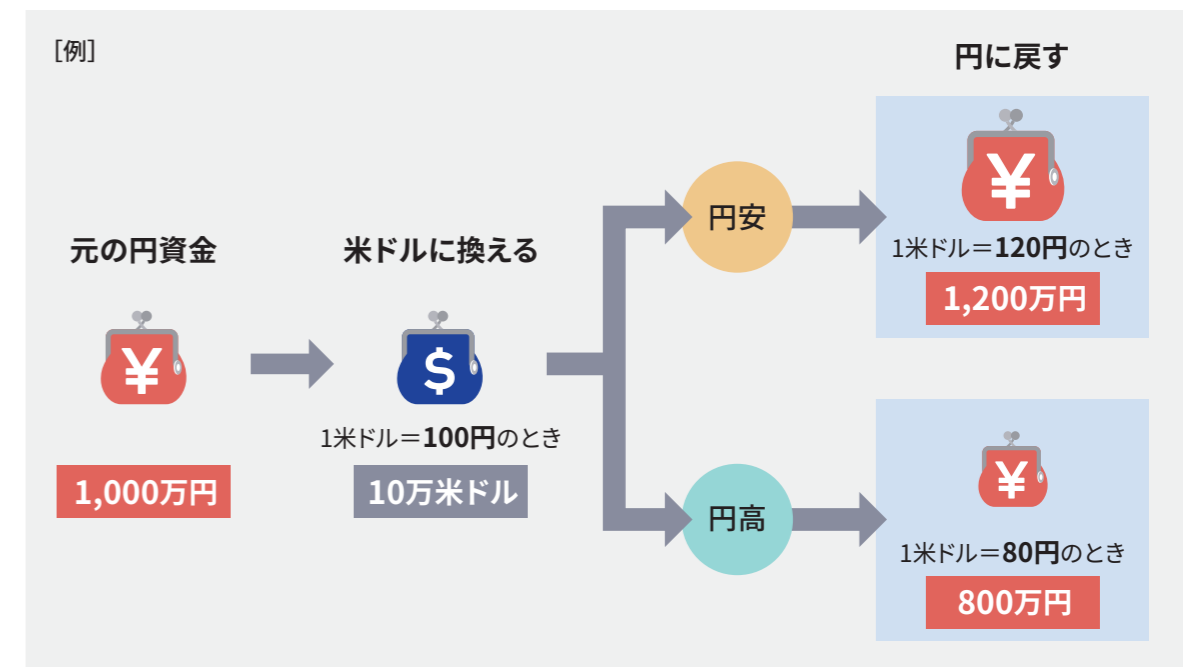
〔市場金利と為替相場の変動が、外国債券価格の円換算額に与える影響〕

市場金利	為替相場	債券価格の円換算額
上昇	円安	増加にも減少にも働く
上昇	円高	減少に働く
下落	円安	増加に働く
下落	円高	増加にも減少にも働く

- この保険は、契約通貨建の債券等で運用しています。そのため、市場価格調整適用期間中に解約返戻金を受取る場合、解約返戻金は、市場金利の変動の影響を受け、増減します(市場価格調整)。また、契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、為替相場の変動の影響も受けます。
- 受取コースで、特約積立金の一部または全部を引出す際は、市場価格調整は適用されません。契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、為替相場の変動の影響を受けます。

Q 為替相場の変動によるリスクとはどのようなものですか？

A 次の例のように、元の資金1,000万円を米ドルに換え、再度円に戻すと、為替の影響により受取る金額が異なります。円に戻す時に円安だと、受取額は1,200万円となり、元の資金よりも増えます。しかし、円に戻す時に円高だと、受取額は800万円となり、元の資金より少なくなります。



※ 為替相場の変動をわかりやすく説明するための例示です。為替手数料は考慮していません。

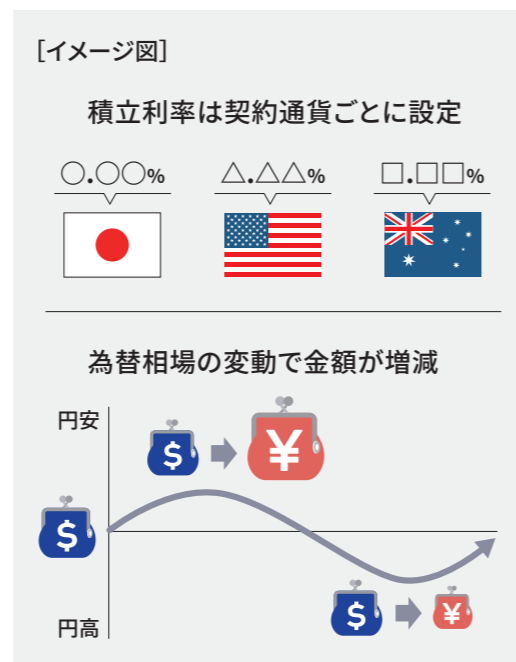
Q 契約通貨が違っていると、何が違うのですか？

A 積立利率は契約通貨ごとに設定されるため、契約年齢が同じでも、契約通貨によって基本保険金額や積立金額等が異なります。

また、契約通貨が外貨の場合、円で死亡保険金等を受取るときに為替相場の変動の影響を受け、金額が増減します。

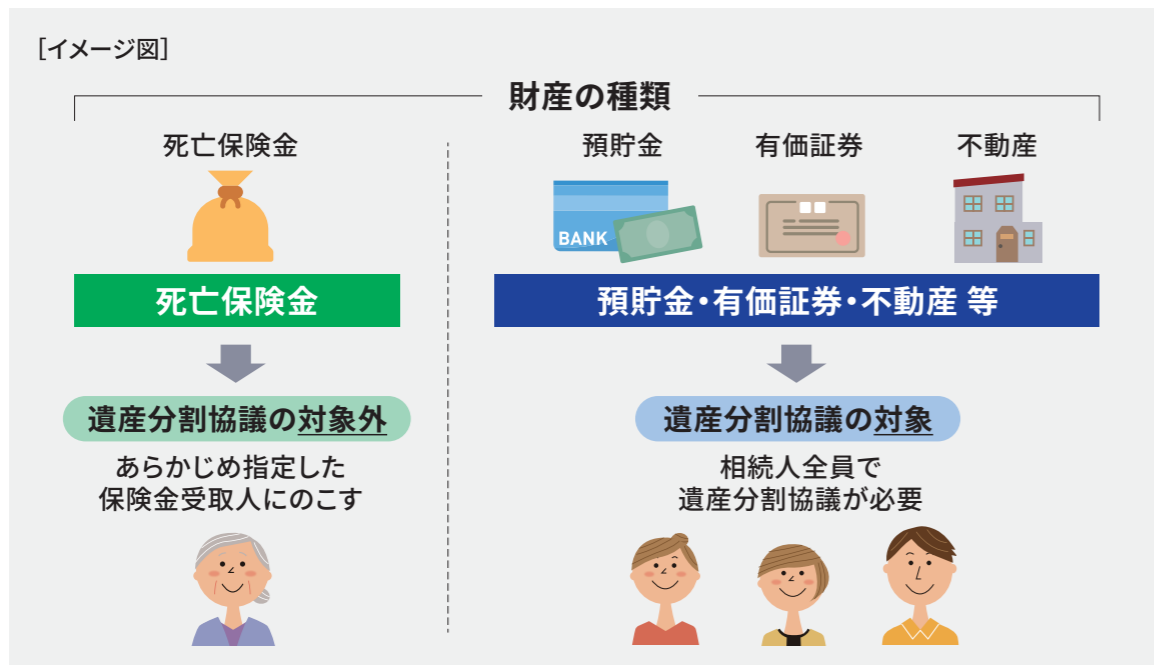
お客様のリスクの許容度にあわせて、契約通貨をお選びください。

※最新の積立利率は、「設計書」またはマニュアル生命ホームページをご覧ください。



Q 生命保険ならではのメリットはありますか？

A 生命保険であれば、お金に名前をつけてのこせます。生命保険の死亡保険金は受取人の固有財産となり、原則として遺産分割協議の対象外*となります。そのため、万一の場合あらかじめ指定された保険金受取人に現金をのこせます。*相続人の中で著しい不公平がある場合、受取人の固有財産とみなされない場合があります。



か行

か かいやくへんれいきん(がく) 解約返戻金(額)

解約したときに、契約者に払戻すお金のことです。次の算式で計算します。

〔基本コース・特定疾病保障コース〕

【市場価格調整適用期間中】

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額} \times \text{市場価格調整率}$$

【市場価格調整適用期間後】

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額}$$

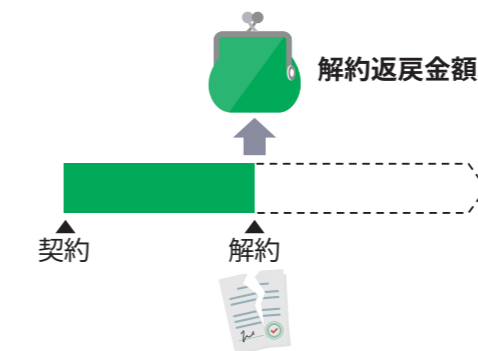
〔受取コース〕

【市場価格調整適用期間中】

$$\text{解約返戻金額} = \text{基本積立金額} \times \text{市場価格調整率} + \text{特約積立金額}$$

【市場価格調整適用期間後】

$$\text{解約返戻金額} = \text{基本積立金額} + \text{特約積立金額}$$



か かわせ (かわせそうば) 為替レート(為替相場)

ある国の通貨を他の国の通貨に交換するときの取引価格のことです。その国の経済情勢の変化や個別のニュース等に反応して日々変動しています。

き きほんつみたてきん(がく) 基本積立金(額)

〔受取コースのみ〕

告知ありタイプ

死亡・高度障害保険金を支払うために、保険料の中から積み立てたお金です。

告知なしタイプ

死亡保険金を支払うために、保険料の中から積み立てたお金です。

き きほんほけんきんがく 基本保険金額

告知ありタイプ

死亡・高度障害保険金を支払う際に基準となる金額です。

告知なしタイプ

第2保険期間の死亡保険金を支払う際に基準となる金額です。

け けいやくしょきひよう 契約初期費用

保険契約の締結に必要な費用です。

次のページへ続く ➡

けいやくび
契約日

期間・年齢等の計算の基準となる日のことです。

告知ありタイプ

健康状態の告知と一時払保険料相当額のお払込みが完了した日が契約日(責任開始期)となります。

※ 特定疾病保障コースのガンに関する保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目(ガン責任開始日)から開始します。

告知なしタイプ

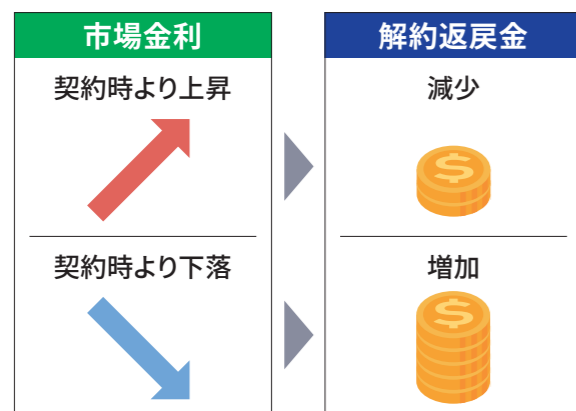
一時払保険料相当額のお払込みが完了した日が契約日となります。

さ行

しじょうかかくちょうせい
市場価格調整

市場金利の変動に応じた運用資産の価値を、解約返戻金額に反映させるための手法です。

契約時と比べて市場金利が上昇した場合は解約返戻金額が減少し、下落した場合は解約返戻金額が増加することがあります。



しじょうかかくちょうせいてきようきかん
市場価格調整適用期間

市場価格調整が適用される期間のことです。次のいずれか短い期間になります。

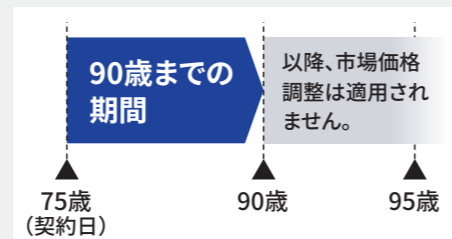
- ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
- ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約当日の前日までの期間

〔例〕 契約年齢が40歳の場合



契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間

〔例〕 契約年齢が75歳の場合



契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約当日の前日までの期間

しじょうかかくちょうせいつ
市場価格調整率

運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」となります。原則として毎月2回設定します。

$$\text{市場価格調整率} = \frac{\text{残存月数}^{*4}}{\left(\frac{1 + \text{契約日の市場価格調整用利率}^{*1}}{1 + \text{減額計算基準日の市場価格調整用利率}^{*2}} + \text{会社の定める調整率}^{*3} \right)^{12}}$$

- *1 この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。
- *2 解約計算基準日・減額計算基準日を契約日として、本契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値を指します。
- *3 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニュアル生命が定めた率です。
- *4 残存月数は、解約計算基準日・減額計算基準日からその日を含めて被保険者が95歳となる契約当日の前日までの月数(月数未満切上げ)×0.7となります。ただし、残存月数の最大は360となります。

※ 2026年5月現在、会社の定める調整率は、0.00%です。

しじょうきんり
市場金利

金融機関同士でのお金の取引に適用される、標準的な金利です。

景気や物価等の動きにより変動します。

た行

つみたてきん(がく)
積立金(額)

〔基本コース・特定疾病保障コースのみ〕

告知ありタイプ

死亡・高度障害保険金を支払うために、保険料の中から積み立てたお金です。

告知なしタイプ

死亡保険金を支払うために、保険料の中から積み立てたお金です。

つみたてりつ
積立利率

告知ありタイプ

死亡・高度障害保険金のために、積み立てているお金の適用される利率です。契約日に適用された積立利率は変わりません。

告知なしタイプ

死亡保険金のために、積み立てているお金の適用される利率です。契約日に適用された積立利率は変わりません。

※ 受取コースの場合、積立利率が適用されるのは、基本積立金のみです。特約積立金には適用されません。

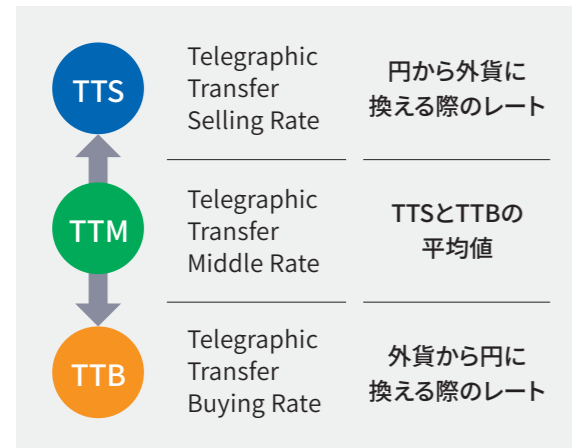
次のページへ続く ➡

ていーていーえむ

TTM

「Telegraphic Transfer Middle Rate」の略で、「対顧客電信売買相場の仲値(基準となるレート)」のことです。

TTMは、TTSとTTBの平均値で、銀行等が取引に使う基準値のレートになっています。



とくやくつみたてきん(がく)

特約積立金(額)

[受取コースのみ]

毎年の積増金が加算される部分の積立金をいいます。

な行

ねんましほう

年増法

告知ありタイプの契約の引受にあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける方法のひとつです。基本保険金額や積立金を計算する際に、被保険者の実際の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数を加えた年齢にします。

アフターサービス



マニユライフ生命が
提供するサービス

インターネット

マイページ
mypage.manulife.co.jp

- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 住所・電話番号等の変更など、各種手続き 等

ご登録はこちら



お電話

コールセンター
0120-063-730 受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

- 積立利率、「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート、「円支払特約B型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

無料の付帯サービス

＼ ころとからだの健康サポート /
**メディカルリリーフ
プラス**

ティーベック(株)が
提供するサービス

メディカルほっとコール24 (対象：被保険者とそのご家族)

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の
幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談 (予約制)

メディカルソムリエ (対象：被保険者)

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、
お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※各サービスには諸条件があります。

電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。

くわしくは、マニユライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシもしくはマイページ
をご覧ください。

